



事 務 連 絡

平成20年2月26日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部(局)
医務主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

医療機関における衛生的環境の維持管理について

医療行政については日頃より御協力いただき、ありがとうございます。

標記については、医療法（昭和23年法律第205号）第20条の規定に基づき、「医療機関におけるねずみ及び昆虫等の防除における安全管理について」（平成16年11月17日医政指発第1117001号厚生労働省医政局指導課長通知）により、貴管下医療機関に対する指導方お願いしているところです。

この度、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）における特定建築物を対象とする衛生的環境の維持管理について、「建築物における衛生的環境の維持管理について」（平成20年1月25日健発第0125001号厚生労働省健康局長通知）及び「建築物における維持管理マニュアルについて」（平成20年1月25日健衛発第0125001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）により、より具体的な手順等が示されたところです。

医療機関は、特定建築物には当たらないため、これらの対象とはなりません
が、今後の維持管理業務の参考とされるよう、貴管下医療機関の管理者等に対する周知方よろしく申し上げます。

○照会先	医政局指導課	徳本
直 通	03-3595-2194	
FAX	03-3503-8562	



平成 20 年 3 月 31 日

社団法人愛知県医師会
社団法人愛知県歯科医師会
社団法人愛知県病院協会
社団法人愛知県医療法人協会

御中

愛知県健康福祉部健康担当局医務国保課

医療機関等における衛生的環境の維持管理について

このことについて、平成 20 年 2 月 26 日付けで厚生労働省医政局指導課から別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、貴会会員にこの内容をお知らせくださるようお願いいたします。

なお、事務連絡中の通知につきましては、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

(通知のホームページアドレス)

「建築物における衛生的環境の維持管理について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/pdf/02a.pdf>

「建築物における維持管理マニュアルについて」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei09/03.html>

担 当 医務国保課医務・医療指導グループ
電 話 052-954-6275 (ダイヤルイン)
ファックス 052-954-6918
電子メール imukokuho@pref.aichi.lg.jp